

1 目指す学校

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」を迎え、先行きが不透明で予測困難な時代が到来している。このような変化の激しい時代に生きる子供たちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな創造性を備えて持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要がある。学校では、児童の「生きる力」を育むために、知識・技能の習得、課題解決のために必要な思考力・判断力・表現力及び自ら学習に取り組む態度を育成し、高齢化・少子化が進む地域の将来を担っていく人材を育てることを目指していく。

その上で、児童にとって、通学することが楽しくて、よろこびとなる学校。保護者にとって、安心して信頼して子供を通わせることができる学校。教職員にとっては意欲的に職務に取り組めるような、地域に愛される学校づくりを経営の視点とする。

◎教育目標

心が豊かで 思いやりのある元八王子東小学校の児童を育てる。

明るく 元気な子 【心身共に健康で、元気なあいさつができる子】

よく考え 進んで学ぶ子 【自主的・意欲的に学び、考え、行動できる子】

力を合わせて やりぬく子 【思いやりの心をもち友だちと協力できる子】

2 中期的な目標と方策

国、東京都の教育政策や社会を取り巻く環境の変化を踏まえた上で、今年度から実施されている「第4次八王子市教育振興基本計画」（令和7～11年度）の方針を受け、中・長期的に上記の学校を具体的に実現するため、以下の方策を定める。

(1) 確かな学力を育む教育の推進

- ア 基礎・基本の定着
- イ 「主体的・対話的で深い学び」の実現
- ウ 教科担任制の導入

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ア 自分を大切に、他者を思いやる心の育成
- イ いじめ防止対策の強化
- ウ 感性や創造性を育む活動の充実
- エ 体力向上と健康教育の充実に向けた取組の推進

(3) 児童に応じた支援の充実

- ア 特別支援教育の充実

- イ 不登校児童への支援の充実
- (4) 未来を切り拓く力を育む教育の推進
 - ア 主体的に社会に参画する力を育成する教育の推進
 - イ グローバルに活躍できる多様な力を育成する教育の推進
- (5) 地域とともにある学校づくり
 - ア 社会に開かれた教育課程の実現
 - イ 小中一貫教育の推進
- (6) 子供の学びを支える教育環境の充実
 - ア 子供の安全・安心の確保
 - イ 学校 I C T環境の充実
 - ウ これからの教育を担う教員の指導力向上
 - エ 学校における働き方改革の推進

3 今年度の取組目標と方策（◎：重点目標）

- (1) 全ての児童が習得目標問題を解けるようにする「関連項目 2-(1)-ア」◎
 - ア 「はちおうじっ子ミニマム」の実施
 - イ ドリル型学習コンテンツの活用等、繰り返し学習を充実させる
 - ウ 八王子市学力定着度調査の結果分析を行い、授業改善をする
 - エ 週3回、朝の時間に15分間の短時間授業「ステップタイム」を設定し、国語科等の基礎的な学習内容を全校で実施し、学力の定着を図る
 - オ 放課後学習や長期休業中の学習サポートを計画的に進める
- (2) 自ら学ぶ意欲の向上「関連項目 2-(1)-イ」◎
 - ア 興味が沸く授業を行い、積極的な授業参加を図り、自ら学ぼうとする意識を高め、学力の定着につなげる
 - イ 各種検定の受験を推奨し学力向上の動機づけとする
 - ウ 身に付いた力を意識させ、教科を横断してその力を活用する活動を行う
- (3) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的に充実「関連項目 2-(1)-イ」
 - ア タブレット端末の有効活用等、個に応じた課題提供を行う
 - イ 授業において、チームティーチングを行うなど、児童の習熟度に応じた学習支援を行う
 - ウ 学習の理解度に応じて、探求学習を推進し、学びを深める機会を与える
 - エ 児童の習熟の状況に応じ、スモールステップで学習を進めたり、発展的な内容を取り扱ったりする
 - オ 協働作業等、児童同士の関わり合いのある活動を工夫し、自分の考えや気持ちを適切に表現できる力や相手のことを思いやる心を育成する
- (4) 小学校教科担任制の推進「関連項目 2-(1)-ウ」
 - ア 理科、社会科を始めとして、高学年の教科担任制を実施するとともに、次年度以降の実施拡大を視野に企画・調整を行う
- (5) 自分のよさや可能性を認識させる「関連項目 2-(2)-ア」
 - ア 自尊感情の向上を図る

- イ 学校生活での自己肯定感を高める教育活動を重視し、児童にとって登校することがよろこびとなるようにする
- (6) 人権尊重教育の推進「関連項目2-(2)-ア」◎
- ア 人権尊重の精神を基本に、いじめ、差別、偏見を許さず、誰に対しても公平・公正にふるまい、相手を尊重し合う豊かな心情を、全教育活動を通して育てる
 - イ 教職員一人ひとりの望ましい人権感覚の醸成を図る
 - ウ 各教科等における人権教育を視点とした授業の在り方を研究する
 - エ お互いの個性や特性について認め合い、居心地の良い集団を目指していく
 - オ 自らの成長に他者の存在が必要なことを実感させ、他者を尊重し感謝へとつながる教育を行う
 - カ 規範意識（ルール）、道徳性（モラル）、社会性（マナー、エチケット）の向上に努める
- (7) いじめ防止対策の強化「関連項目2-(2)-イ」◎
- ア 年間3回以上、いじめ防止に関する授業を実施し、いじめは絶対に許されない行為であるという意識を児童に浸透させる
 - イ 「学校いじめ対策委員会」を毎週1回を基本として実施し、組織的に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・確実な解決を図る
 - ウ いじめ発生時には迅速に実態把握して、必要な指導を行うとともに、保護者と連携し、解消を図る
- (8) 児童の悩みを早期発見・対応できる体制の整備「関連項目2-(2)-イ」
- ア いのちの大切さを考える教育の充実を図る
 - イ 子供が困ったときに相談できる大人の把握し、一人ひとり全員に相談できる大人を確保することを追い求める
 - ウ 「楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）」の実施
 - エ ふれあい月間（6月、11月、2月）において3回いじめに関するアンケートを実施
- (9) 児童の発達段階を踏まえた体験活動の系統的な実施「関連項目2-(2)-ウ」
- ア 児童の自主性を生かしたクラブ・委員会活動
 - イ 体験活動の充実
 - ウ たてわり活動を通じた思いやりの心の育成
 - エ 課題解決学習の重視
 - オ 奉仕活動の充実
- (10) 運動やスポーツに親しむことができる機会の設定「関連項目2-(2)-エ」
- ア オリンピック・パラリンピック教育を「元八東小2020レガシー」として継続して実施
 - イ 運動への興味関心と意欲を高める体育授業の充実
 - ウ 保健体育科において、運動量を適切に確保した授業を行う
 - エ 体力テストの結果を分析し、児童の体力向上に向けた課題を明確にして、工夫した取組を行う
 - オ 休み時間の外遊びを励行し、体力向上を図る
- (11) 食育の推進「関連項目2-(2)-エ」
- ア 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる
 - イ 地域や日本の食文化について学ぶ取組の実施

(12) 支援の強化「関連項目2-(3)-ア」

- ア 特別支援教育の校内委員会を充実させ、特別な支援を必要とする児童の情報を共有し組織的対応、指導に当たる
- イ 保護者・関係諸機関と連携・相談をしながら、合理的配慮など特別な支援を要する児童に対して個々にできることを対応していく
- ウ 個別指導計画及び学校生活支援シートを作成・活用し、障害のある児童一人一人のニーズに応じたきめ細やかな指導や支援を組織的・計画的に行う
- エ 通常学級のみ在籍する児童に対しても、その必要性に応じて、学校生活支援シートや個別指導計画の作成を推進していく

(13) 児童との良好な関係の構築「関連項目2-(3)-ア」

- ア 児童が相談できる大人を把握するとともに「困っています」と安心して言える人間関係の構築を図る
- イ 共生社会実現に向け、児童が特別支援について、理解できる指導を行う
- ウ 配慮が必要な児童や困っている児童に対しての「学びを止めない」環境づくりを構築する

(14) 登校支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーの連携強化「関連項目2-(3)-イ」

- ア 「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す
- イ 不登校支援のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係者、関係機関と連携し、学校全体で組織的な対応を行う

(15) 誰一人取り残さず見守り、育成する体制の構築「関連項目2-(3)-イ」

- ア 誰一人取り残さない多様な居場所づくりの構築を図る

(16) 一人一人の社会的・職業的自立に向けた、必要な基盤となる能力や態度の育成「関連項目2-(4)-ア」

- ア 自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探求したりすることができる知識・能力・態度を育む教育活動に取り組む
- イ 学級、学年、児童会、異学年交流などの活動において、自治力と協働する力の向上を図ろうとする態度を育成する
- ウ 児童会活動やボランティア活動を大切に、校内・校外で自主的に人のために、社会のために役立つことの大切さや喜びを体感させる
- エ 9年間の全教育活動を見通して中学校グループが一体となった「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、学ぶことと未来へのつながりを意識させ、目標達成の喜びや将来の希望を育み、今後の人生の社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を育成する
- オ キャリア教育を組織的、系統的に実施し、外部人材による授業等を通じて、自分の将来の姿への、興味・関心を刺激する取組を行う

(17) 外国語活動の充実「関連項目2-(4)-イ」

- ア A L Tの派遣事業の活用により、生きた言語に触れる機会を大切にして、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成する

(18) 地域運営学校と地域学校協働活動の一体的推進「関連項目2-(5)-ア」◎

- ア 地域運営学校として学校運営協議会とともに学校づくりを行う

- イ 学校運営協議会で教職員と地域住民が熟議し、協働して子供たちを育てるという目標を共有する
- (19) 郷土学習の充実「関連項目2-(5)-ア」
 - ア 本市の歴史・文化・産業等を学ぶ「郷土学習」「地域学習」を実施し、地域の人材、自然、文化に触れ、地域を愛する心を育成する
- (20) 地域住民の参画を得て行う内容を盛り込んだカリキュラムの実施「関連項目2-(5)-ア」
 - ア 地域人材や施設を活用し、「地域産業に関する学習」「防災教育」「ボランティア教育」「福祉教育」「キャリア教育」等の教育活動の充実を図る
 - イ 学校内での活動において、補助員として保護者、地域の方にボランティアを依頼し、協力を得る
 - ウ 地域の活動に参加し、地域参画の意識を高める
 - エ 年1回、道徳授業地区公開講座において、道徳科の授業を公開したり、魅力ある講師を招いたりすることで、保護者や地域住民の積極的な参加を促し、本校の道徳的価値の重点とする内容の共有を図り、地域全体での道徳的教育力の向上を図る
- (21) 開かれた学校としての取組「関連項目2-(5)-ア」
 - ア 学校公開、保護者会や学校ホームページ等を通じて、教育活動を公開していくと共に、積極的な情報発信の強化を図る
 - イ 可能な限り、日常的な学校公開、授業参観を実施し、学校の様子を直接見ていただける機会を提供すると共に、学校への教育活動への理解と協力を求めていく
- (22) 家庭教育との連携「関連項目2-(5)-ア」
 - ア 教職員としての視点のみならず、保護者や児童の立場に立って物事を判断し、心情に寄り添った教育を心がける
 - イ 子供の基本的生活習慣の確立について、保護者へ協力を求める
 - ウ 情報の共有化から信頼関係を築き、保護者会・学校公開・諸行事の保護者の参加率向上を図る
 - エ 家庭学習の取り組み状況の把握し、家庭学習の定着を図るために、保護者と連携していく
 - オ 学校だより、学年だより、学級通信等を定期的に発行し、児童の活動や学級担任の思いを保護者に伝えることを大切にする
 - カ 児童の家庭における時間を確保する
- (23) 義務教育9年間で系統立てた指導方法の検討及び実施「関連項目2-(5)-イ」
 - ア 中学校グループの義務教育9年間で育てたい児童・生徒像を「成就感・達成感を味わえる児童・生徒」と設定し、共有する。
 - イ 小・中学校間の接続した学習指導の連携を図る
 - ウ 義務教育9年間で系統立てたカリキュラムマネジメントを行う
- (24) 小中一貫教育グループ内にて、合同で行う活動の実施「関連項目2-(5)-イ」
 - ア エリア経営会議やエリア部会を充実させ、連携体制の強化を図る
 - イ 年3回の小・中学校での合同研修会を通し、学習指導内容・指導方法の共通理解と基本的な生活習慣・規範意識等の現状と課題の共通理解を図り、系統的に指導に取り組む
 - ウ 中学校と連携し、部活動・授業体験を行う

- (25) 保・幼・小連携の推進「関連項目2-(5)-イ」
- ア 入学後、円滑な生活が送れるよう、スタートカリキュラムを通して、入学初期の指導を行う
 - イ 「すくてくシート」の活用し、必要とする児童に対し、継続して個別の配慮や対応を行う
 - ウ 「保・幼・小の架け橋期のカリキュラム」を活用し、保・幼・小の円滑な接続を目指すと共に、子供の主体性や意欲を引き出す
- (26) 事故・災害・犯罪の防止・軽減の取組の実施「関連項目2-(6)-ア」◎
- ア セーフティ教室の実施
 - イ SNS等の情報モラル教育を発達段階に応じて実施する
 - ウ メディアリテラシー教育を実施し、情報を適切に扱う力を身に付けるようにする
 - エ 保護者、警察や道路管理者などとの連携による通学路合同点検の実施
 - オ 災害時に備え、地域町内会・自治会との連携を推進する
 - カ 登下校時の安全指導
 - キ 自転車安全運転教室の実施
 - ク 地震・風水害対応マニュアルの更新
 - ケ 子供が自らの命を守るための適切な行動をとる力を育成する
 - コ 避難訓練及び安全指導を計画的に実施する
 - サ 実践的な訓練を実施し、正しい知識と行動力を育成、対応力を強化する
 - シ 「SOSの出し方に関する教育」を各学年、年1回以上取り組む
 - ス 不審者対応訓練やネット犯罪予防を警察や地域と共同で行う
 - セ 子供家庭支援センター、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、警察等の関係諸機関へ定期的に訪問したり連絡を取り合ったりするなど、情報の共有化と指導・支援の共通理解を図る
- (27) ICT機器(学習用端末)を授業でより効果的に活用できる環境の整備「関連項目2-(6)-イ」
- ア ICT活用指導力向上研修の受講
 - イ オンライン外部講師を活用した学習活動を行う
 - ウ オンライン学習教材の利活用を図る
 - エ ICTを授業支援ツールとして活用し、児童の学びの質を高めるとともに、学習への意欲と関心を高める。
 - オ プログラミング教育の充実を図り、情報活用能力を身に付けさせる
 - カ 「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(文部科学省 初等中等教育局)」を参考に、授業での生成AIの利活用を研究する
- (28) 信頼される教師「関連項目2-(6)-ウ」
- ア 行動・発言・服装などあらゆる面に於いて、社会人であり、教育者であるという自覚もつ
 - イ 挨拶を大切にし、感謝の気持ちを持ち、人として謙虚な振る舞いを心がける
 - ウ 人に対して指導する前に、自ら率先して実践することを心がける
- (29) 授業力向上「関連項目2-(6)-ウ」
- ア 魅力ある授業を行い、児童の学ぶ意欲を喚起させる
 - イ 児童の学力が思うように伸びない現実に直面しても、その原因を児童に帰すことなく、自己の指導法に課題意識を持ち、授業改善に取り組む

- ウ 専門性を高めるために、積極的に校内外の研修会に参加し、教材開発や指導方法の改善に取り組んでいく
 - エ ユニバーサルデザインの視点による児童理解、授業づくり、学級づくりを行う
 - オ 各教科の横断的な教育活動を研究、実践し、学力向上を目指していく
 - カ 教師の言葉（説明・指示）の精選・焦点化を行うとともに、児童の活動時間の確保に努める
 - キ 指導と評価の一体化、客観性と妥当性をもった学習評価の実施
- (30) 学校評価の結果に基づく教育活動の改善「関連項目2-(6)-ウ」
- ア 「八王子市立学校評価の手引き」に基づく学校評価の適正な実施
 - イ 保護者アンケートや学校評価（内部、関係者、保護者）を通じて、学校、地域の実態に即した教育課程を編成するとともに、改善を進める
 - ウ それぞれの教育活動に対して教育的価値を検討、慣例的に行っている部分を止め、真に必要とされるものに精選していく
 - エ 学校のきまりについては、実態に応じて、適宜、見直しを図る
- (31) 教育公務員のコンプライアンスの徹底「関連項目2-(6)-ウ」◎
- ア 犯罪行為はもとより、「教職員の服務に関するガイドライン」に基づき、わいせつ、各種ハラスメント、個人情報の紛失、体罰、交通事故、会計事故などを絶対起こさないよう研修を実施する
- (32) 学校の組織力向上「関連項目2-(6)-ウ」◎
- ア ミドルリーダーの学校運営への参画意識の高揚を図る
 - イ 様々な教育活動について、前年踏襲を基本とすることなく、本質追求し、改革を恐れない意識を大切にする
 - ウ 日常的な授業参観や教職員との交流会等を行い、児童の実態について情報を共有する
 - エ 校内における組織的・計画的なOJTの実施、組織全体で人材育成を図る
 - オ 人事異動等により、担当が変わっても、誰でも同じように業務が行えるような持続可能な組織づくりへの改善を行う
- (33) ライフ・ワーク・バランスの推進「関連項目2-(6)-エ」◎
- ア 時間外勤務に対して問題意識をもち、長時間勤務が常態化しないようにする
 - イ 八王子市立学校業務量管理・健康確保実施計画に基づき、現在、教員が行っている広範囲にわたる業務の役割分担の見直しや適正化など、教員の長時間労働の要因を見直し、教員が本来の業務に専念できる勤務環境を整える
 - ウ スリム化とDX化を意識した業務改善を推進する
 - エ 働き方改革について、保護者・地域・関係機関等に理解を求め、積極的に協力要請を働きかけていく
 - オ 子供・教職員にとって必要な活動を焦点化し、業務の精選を行い、教育課程編成への組み込みをする
 - カ 学校と保護者等間の連絡手段をデジタル化する
 - キ 年次有給休暇を取得しやすい職場風土の醸成に努め、年次有給休暇の取得目標を15日以上に設定するとともに、取得実績が5日を下回ることはないよう、目標の15日のみならず、20日間の完全取得に向けて職員の年次休暇の取得を推進する